



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年6月28日(火) 第10013号

目次

	ページ
告 示	
○知事指定薬物の指定 (薬務課)	2
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出 (農村整備課)	2
○都市計画下水道の変更に係る縦覧 (下水道環境課)	3

■ 告 示

◎群馬県告示第172号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年6月28日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-(エチルアミノ)-2-(3-メチルフェニル)シクロヘキサン-1-オン(通称名DMXE、Deoxy methoxetamine)及びその塩類
- (2) N,N-ジエチル-2-{[5-ニトロ-2-(4-プロポキシフェニル)メチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタナミン(通称名Protonitazene)及びその塩類
- (3) 1-(シクロブチルメチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド(通称名CUMYL-CBMICA)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和4年6月29日

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年6月28日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
古巻中部	理 事	再 任	市川一男	渋川市有馬378番地1
	同	同	柴崎芳郎	同 同 494番地
	同	同	高津勝司	同 同 537番地
	同	同	中村昭典	同 同 1173番地
	同	同	木村正	同 八木原539番地
	同	同	外丸春男	同 同 901番地
	同	同	廣田勝次	同 同 903番地
	同	同	飯塚貴一	同 同 906番地
	同	同	中澤初	同 同 924番地1

同	同	俣田英昭	同 同 1050番地1
同	新任	柴崎さえ子	同 有馬乙510番地
同	同	飯塚勝司	同 同 567番地2
同	退任	柴崎靖成	同 同 乙510番地
同	同	狩野浩一	同 八木原916番地
監事	再任	青木巻治	同 同 902番地2
同	新任	青木文男	同 同 919番地
同	同	奥泉安六	同 行幸田10番地7
同	退任	飯塚勝司	同 有馬567番地2
同	同	青木義男	同 八木原919番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎都市計画下水道（高崎公共下水道）の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年6月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画下水道 高崎公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 令和4年6月8日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及び高崎市下水道局総務課

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111